

R 0 5 - R 0 8

たきざわエコオフィス計画

地方公共団体実行計画（事務事業編）

令和5年3月

滝沢市

目次

第1章 たきざわエコオフィス計画策定の背景	1
1 気候変動の影響	1
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
第2章 たきざわエコオフィス計画の基本的事項	3
1 計画の目的	3
2 たきざわエコオフィス計画の位置付け	3
3 基準年度及び計画の期間	3
4 計画の適用範囲	3
5 対象となる温室効果ガス	4
6 二酸化炭素排出量の算定対象項目	4
第3章 二酸化炭素排出量の排出目標	5
1 二酸化炭素排出量の削減目標の基準年度	5
2 二酸化炭素排出量の削減目標	5
3 算定対象項目別の目標	5
4 二酸化炭素排出量の算定方法について	10
第4章 目標達成に向けた取組	11
1 取組の基本方針	11
2 具体的な取組内容	11
第5章 計画の推進体制及び管理体制	13
1 計画の推進体制	13
2 進行管理	14
第6章 二酸化炭素排出状況及び分析	16
第7章 グリーン購入の推進	19
1 グリーン購入調達方針	19
2 グリーン調達目標	19
3 グリーン調達の取組み	19
4 調達品目及び判断基準	19
5 調達実績の報告	19

第1章 たきざわエコオフィス計画策定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年（2021年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年（2018年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32年（2050年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

この報告書を受け、世界各国で、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年（2020年）10月、我が国は、令和32年（2050年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年（2021年）4月、地球温暖化対策推進本部において、年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年（2021年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年（2021年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

令和3年（2021年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和12年度（2030年度）において、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和12年度（2030年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

令和3年（2021年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和12年度（2030年度）までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を令和7年度（2025年度）までに95%、令和12年度（2030年度）までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元年（2019年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、令和4年（2022年）2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

第2章 たきざわエコオフィス計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量を削減するとともに、事務事業に伴う環境に与える負荷を低減させることで地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 たきざわエコオフィス計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。

3 基準年度及び計画の期間

本計画は、基準年度を令和3年度（2021年度）とし、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4か年計画とします。

ただし、計画の期間は、地球温暖化対策及びエネルギー政策の社会的動向や技術的進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表1 たきざわエコオフィス計画の計画期間一覧

区分	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
計画期間	H25－H29	H30－R04	R05－R08	R09－R12
計画年数	5年	5年	4年	4年
計画策定年度	H24	H29	R04	R08
計画参考年度	H23	H28	R03	R07

※本計画です

4 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、市の全ての事務・事業とします。

対象範囲の詳細は、市の全ての組織（市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、上下水道部局）及び市が所有する全ての施設とし、施設には、指定管理施設及び管理委託施設（居住施設以外）を含むものとします。

なお、庁舎や施設にテナントとして入居する事業者や市が業務委託を行う事業者等については、本計画の対象外ではありますが、市と同様の取組を要請するものとします。

表2 推進方法の整理

契約・管理運営形態	温室効果ガスの排出量削減等の取組の推進方法
直営	自ら措置を講ずる
委託	受託者に対して措置を講ずるよう要請する
指定管理	指定管理者に対して措置を講ずるよう要請する

5 対象となる温室効果ガス

地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガスとされており、このうち、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、6種類の温室効果ガスとなっています。

本計画では、6種類の温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素に重点を置いて温室効果ガスの削減に努めることとし、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

表3 算定対象とする温室効果ガス一覧

対象区分	ガスの種類	主な発生源	事務事業に係る主な発生源
○	二酸化炭素（CO ₂ ）	電力や燃料の消費、一般廃棄物の焼却等	電気消費、燃料消費、一般廃棄物の焼却等
×	メタン（CH ₄ ）	家畜の反すう、自動車の走行、下水処理等	ボイラーの使用、公用車の走行等
	一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車燃料の消費等	公用車の走行等
	ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの（HFC）	自動車エアコンの使用等	公用車のエアコン使用等
	パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの（PFC）	電子部品の不活性液体、半導体のエッチング等	—
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	SF ₆ が封入された電気機器具の使用、点検、廃棄等	—

6 二酸化炭素排出量の算定対象項目

本計画の二酸化炭素排出量算定対象項目は、以下のとおりとします。

- (1) 電気使用量
- (2) 灯油使用量
- (3) A重油使用量
- (4) ガソリン使用量
- (5) 軽油使用量
- (6) ガス使用量
 - ア 液化石油ガス（LPG）
 - イ 都市ガス
- (7) 一般廃棄物排出量

第3章 二酸化炭素排出量の排出目標

1 二酸化炭素排出量の削減目標の基準年度

本計画の二酸化炭素排出量の基準年度は、これまでの計画よりも対象範囲が拡大したため、国が掲げる平成25年度（2013年度）ではなく、本計画の対象範囲での二酸化炭素排出量の集計が行えた令和3年度（2021年度）とします。

2 二酸化炭素排出量の削減目標

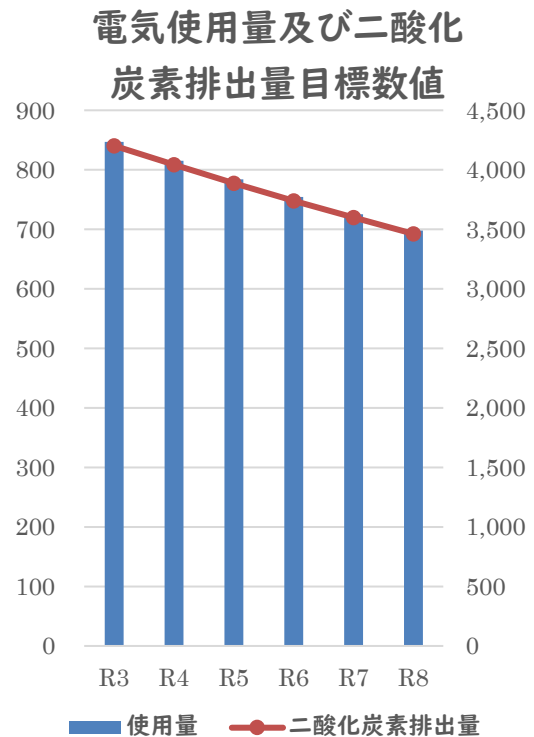
令和8年度（2026年度）において、
令和3年度（2021年度）の二酸化炭素排出量を14.6%削減し、
5,534.9tから4,724.8tに削減する！

3 算定対象項目別の目標

(1) 電気使用量

国のマニュアルでは、これまでの計画では算定対象にしていなかった街路灯や防犯灯などの電気使用量を新たに算定対象にするなど、市が負担している全ての電気使用量を計上するとともに、指定管理を行っている施設の電気使用量を計上することが求められています。よって、通常業務でのさらなる電気使用量の削減が求められています。

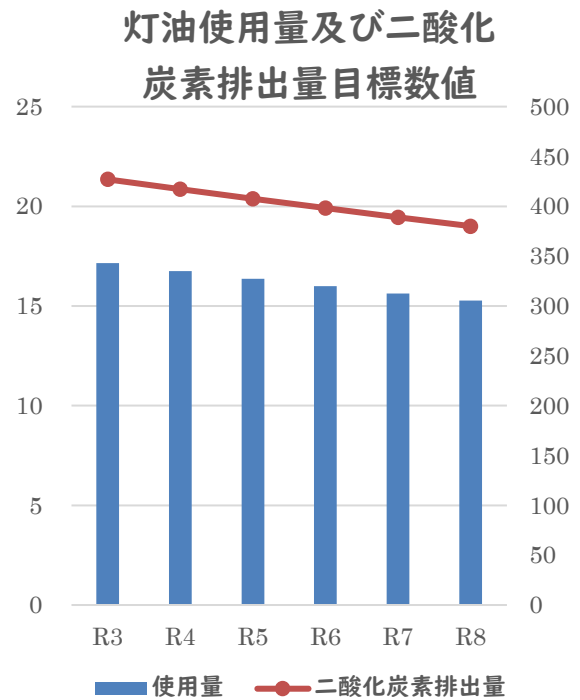
年度	使用量 (kwh)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度CO ₂ 排出量伸率 (%)
R3	8,471,883	-	4,202.1	基準年度
R4	8,149,952	-3.8	4,042.4	-3.8
R5	7,840,254	-3.8	3,888.8	-7.5
R6	7,542,325	-3.8	3,741.0	-11.0
R7	7,255,716	-3.8	3,598.8	-14.4
R8	6,979,999	-3.8	3,462.1	-17.6



(2) 灯油使用量

過去実績では、年度間の増減にばらつきがあるため、平均的に使用量の削減に取り組む必要があります。

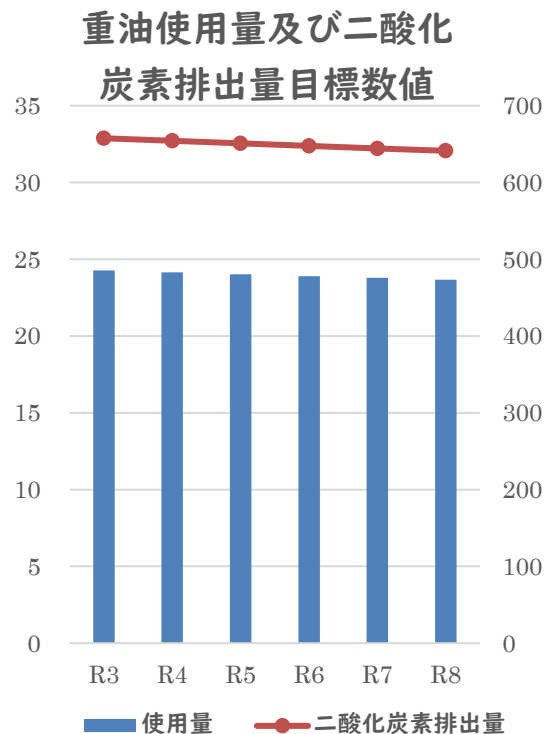
年度	使用量 (L)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量 伸率 (%)
R3	171,481	-	427.0	基準年度
R4	167,537	-2.3	417.2	-2.3
R5	163,684	-2.3	407.6	-4.5
R6	159,919	-2.3	398.2	-6.7
R7	156,241	-2.3	389.0	-8.9
R8	152,647	-2.3	380.1	-11.0



(3) A重油使用量

過去実績では、横ばいから微減となっているので、引き続き使用量の削減に取り組む必要があります。

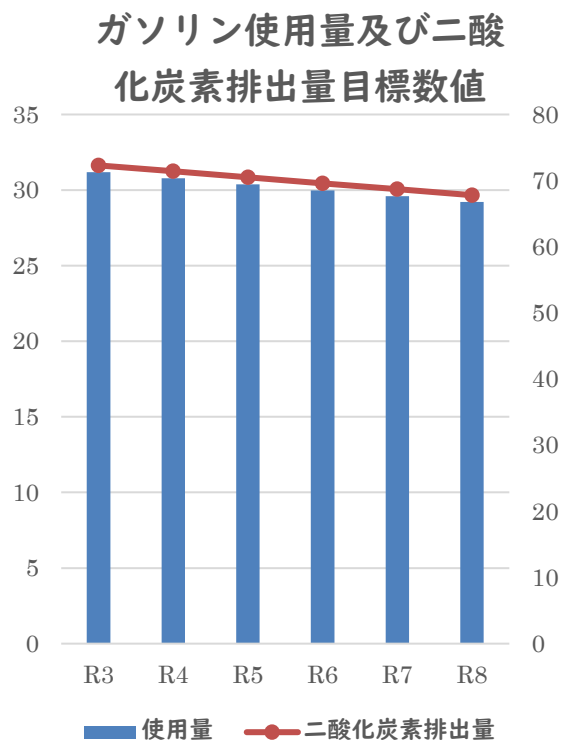
年度	使用量 (L)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量 伸率 (%)
R3	242,648	-	657.6	基準年度
R4	241,435	-0.5%	654.3	-0.5%
R5	240,228	-0.5%	651.0	-1.0%
R6	239,026	-0.5%	647.8	-1.5%
R7	237,831	-0.5%	644.5	-2.0%
R8	236,642	-0.5%	641.3	-2.5%



(4) ガソリン使用量

過去実績では、大幅減少と横ばいという年度間でばらつきがあるため、平均的に使用量の削減に取り組む必要があります。

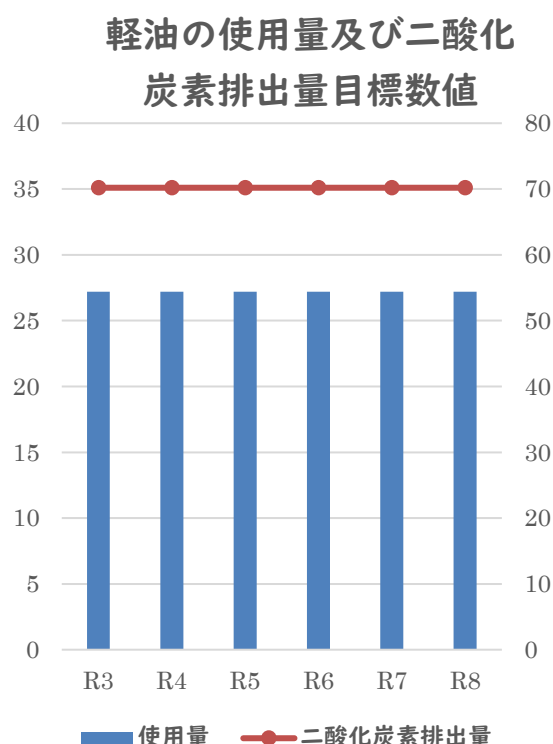
年度	使用量 (L)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量伸率 (%)
R3	31,182	-	72.3	基準年度
R4	30,776	-1.3%	71.4	-1.3%
R5	30,376	-1.3%	70.5	-2.6%
R6	29,981	-1.3%	69.6	-3.8%
R7	29,592	-1.3%	68.7	-5.1%
R8	29,207	-1.3%	67.8	-6.3%



(5) 軽油使用量

過去実績では、使用量の増加傾向が認められるため、当面は現在の使用量の維持に努める必要があります。

年度	使用量 (L)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量伸率 (%)
R3	31,713	-	81.8	基準年度
R4	31,713	0.0%	81.8	0.0%
R5	31,713	0.0%	81.8	0.0%
R6	31,713	0.0%	81.8	0.0%
R7	31,713	0.0%	81.8	0.0%
R8	31,713	0.0%	81.8	0.0%

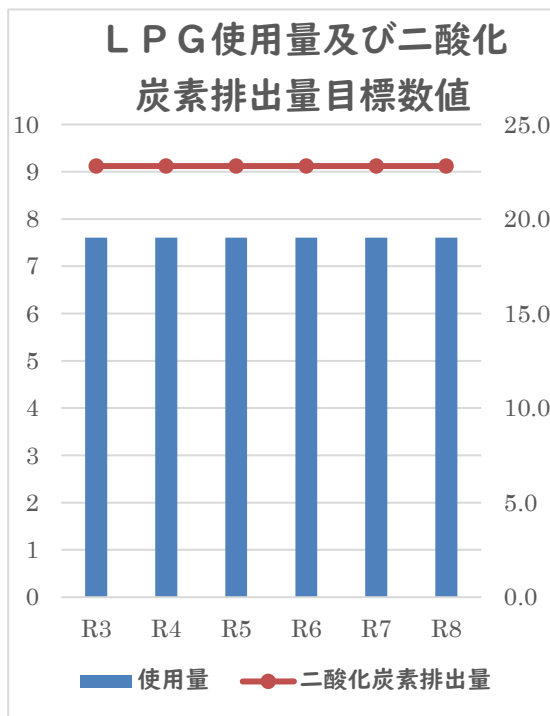


(6) ガス使用量

ア 液化石油ガス (LPG) 使用量

本計画における新規項目のため過去の実績が不明で、かつ、二酸化炭素排出量が少ないため、当面は現在の使用量の維持に努めることとします。

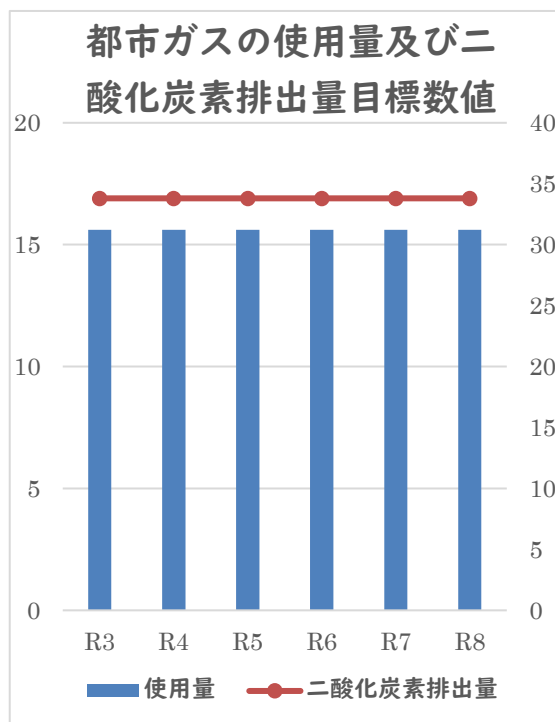
年度	使用量 (kg)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量伸率 (%)
R3	7,603	-	22.8	基準年度
R4	7,603	0.0%	22.8	0.0%
R5	7,603	0.0%	22.8	0.0%
R6	7,603	0.0%	22.8	0.0%
R7	7,603	0.0%	22.8	0.0%
R8	7,603	0.0%	22.8	0.0%



イ 都市ガス使用量

本計画における新規項目のため過去の実績が不明で、かつ、二酸化炭素排出量が少ないため、当面は現在の使用量の維持に努めることとします。

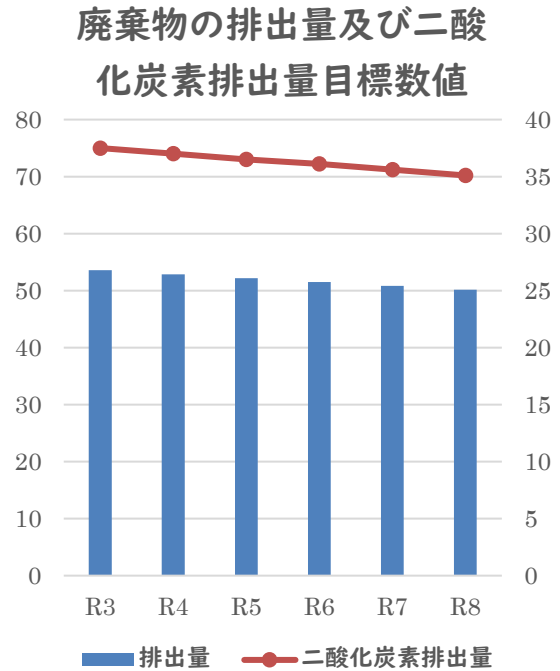
年度	使用量 (N m ³)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量伸率 (%)
R3	15,614	-	33.8	基準年度
R4	15,614	0.0%	33.8	0.0%
R5	15,614	0.0%	33.8	0.0%
R6	15,614	0.0%	33.8	0.0%
R7	15,614	0.0%	33.8	0.0%
R8	15,614	0.0%	33.8	0.0%



(7) 一般廃棄物排出量

過去実績では、年度間の増減にばらつきがあるため、平均的に排出量の削減に取り組む必要があります。

年度	排出量 (kg)	前年度比 (%)	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量 伸率 (%)
R3	53,559	-	37.5	基準年度
R4	52,863	-1.3%	37.0	-1.3%
R5	52,176	-1.3%	36.5	-2.6%
R6	51,497	-1.3%	36.1	-3.8%
R7	50,828	-1.3%	35.6	-5.1%
R8	50,167	-1.3%	35.1	-6.3%

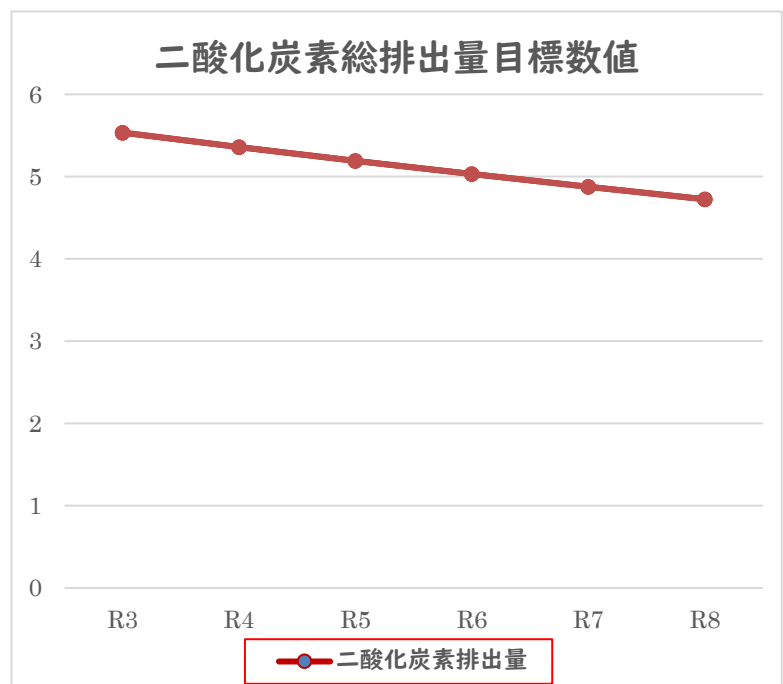


(8) 合計

目標を達成するためには、二酸化炭素排出量をもっとも多い電気使用量の大幅な削減が必要になります。

公共施設への再生可能エネルギー発電施設の設置や施設のLED化等の電気使用量を抑えるための施策が必要です。

年度	CO ₂ 排出量 (t)	対基準年度 CO ₂ 排出量 伸率 (%)
R3	5,534.9	基準年度
R4	5,360.7	-3.1%
R5	5,192.8	-6.1%
R6	5,031.0	-9.0%
R7	4,875.0	-11.8%
R8	4,724.8	-14.6%



4 二酸化炭素排出量の算定方法について

二酸化炭素の排出量は、それぞれ次の表に示す「使用量等」に「排出係数」を乗じて算出しました。

$$\text{二酸化炭素の排出量} = \text{使用量等} \times \text{排出係数}$$

表4 二酸化炭素排出係数一覧

使用量等	排出係数	単位
電気使用量	0.000496	t-CO2/kwh
灯油使用量	2.49	kg-CO2/L
A重油使用量	2.71	
ガソリン使用量	2.32	
軽油使用量	2.58	
液化石油ガス (LPG)	3.00	kg-CO2/kg
都市ガス	2.23	kg-CO2/N m ³
一般廃棄物排出量	2775.00	kg-CO2/t

備考

- 電気の使用量の中で公衆街路灯A（街路灯・防犯灯）については、以下の計算式で推計しました。
 - ・使用電力量＝契約電力数（W）×点灯時間×電灯数×日数
 - ・公衆街路灯の点灯時間については、一般社団法人日本照明工業会ガイドA139に記載されている一日の点灯時間11時間を参考に推計をしています。
- 電気の使用量の中で防災無線（定額電灯）については、以下の計算式で推計しました。
 - ・使用電力量＝契約電力数（VA）×東北電力の力率0.85×使用時間×使用回数
 - ・使用時間については、1回の放送あたり1分30秒で計算しています。
- 廃棄物については、市役所から排出されるごみに合成繊維の廃棄物が排出されている可能性が低いため、合成繊維の廃棄物以外を対象に計算しています。
 - ・廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く）を求めるため、焼却される一般廃棄物中の廃プラスチック類の種類ごとの比率が必要になりますが、滝沢・雫石環境組合で4回行っているごみ質分析結果報告書のビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の平均値を使用しています。

第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

令和3年度（2021年度）を基準年度とし、令和8年度（2026年度）までに二酸化炭素排出量を14.6%削減するためには、省エネ行動の取組を実践し、二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与する施策が必要になります。

滝沢市では、市の業務全般において、職員の省エネ行動を基本としながら、再生可能エネルギー等の導入と技術の活用によるエネルギー利用効率化等を図ることで、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいきます。

2 具体的な取組内容

（1）省エネ設備等の導入

本計画の目標達成にあたり照明のLED化をはじめ、設備更新時の高効率機器への交換の実施、施設の新築・改築・大規模改修時に合わせた省エネルギー化等の技術の導入の推進に努めます。また、自動車の更新時には、電気自動車、ハイブリッド車等のクリーンエネルギー自動車の導入の推進に努めます。

（2）省エネ行動の徹底

職員一人ひとりが次の省エネ行動を意識し、日々の業務において環境意識を持ち業務に努めます。

○取組内容

ア 省エネ・省資源対策

- ・室内温度は、冷房で28度程度、暖房で20度程度になるよう、こまめに温度調節すること。また、会議室で冷暖房を使用する場合は、使用開始30分前からとすること。
 - ・パソコン等OA機器を使用しない時は電源を切ること。また、スリープ機能や画面の解像度を下げるなどの節電設定を活用すること。
 - ・機器の更新及び新規購入時には、省エネルギー機器を設置すること。
 - ・残業時における暖房機器の温度の調整及び不要な照明の消灯を励行すること。
 - ・暖房機器のパネルヒーターの設置面積を、概ね80%以上を確保し、暖房効率の向上を図ること。
 - ・暖房機器（電気・灯油ストーブ等）及び扇風機等を設置する場合は、各施設管理者と協議するとともに、設置数は必要最小限度にとどめるものとし、また、私物の電気機器等は持ち込まないこと。
 - ・その他の電気器具（コーヒーマーカー等）の加熱機器は、原則禁止する。電気ポットを使用している課については、電源を入れなくて普通のポットとして使用すること。
 - ・通常時は、不要な照明についてこまめに消灯に努めること。
- また、昼休み時間は、事務室・トイレ・フロアー・廊下等のほか、窓際の照明は、可能な限り消灯すること。
- ・自動ドア、エレベーター（防災庁舎を除く）の運転時間は、午前8時から午後5時30分（水曜日は、午後7時）までとし、エレベーターの職員の使用は原則禁止とする。

- ・執務室等のOA機器は、1時間以上不在の場合及び昼休み時間の電源はOFFの徹底を図る。

- ・未使用文房具類等を、課内の特定の場所に集め、文房具類等の再利用を促進すること。

イ 省資源、リサイクルの推進

- ・裏面利用できる用紙は、各課等で設置しているリサイクルボックスに入れ、業務で使用する資料用として使用することはもとよりメモ用紙などに使用し、事務用紙のリサイクルに努めること。また、パソコンのプリンターでの使用も行うこと。(試しずりを行う場合等)

- ・使用済み封筒は、庁内連絡用封筒又は資料入れ封筒として再利用すること。

- ・庁内事務連絡は、文書による通知を廃止し、電子メールにより送信すること。

- ・庁外会議資料等は、印刷機等により両面紙による使用を徹底すること。

ウ 公用車燃料消費削減

- ・徒歩や公共交通機関が可能な距離・時間帯の場合は、これらの手段を用いること。また、業務上可能な場合は、相乗りを励行すること。

- ・不用なアイドリングはしないこととし、急加速、急発進、からふかしはしないこと。また、安全・経済速度で走行することはもとより、適切な点検整備を行うこと。

第5章 計画の推進体制及び管理体制

1 計画の推進体制

本計画に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、全庁的な推進体制の構築が不可欠であり、職員全員で「地球温暖化問題」に関する知識を深め、主体的かつ積極的取り組みを推進することが必要です。

このことから、本計画の推進にあたって推進組織の役割や責任を明らかにし、取り組みの徹底を図るため、各主体の役割は表のとおりとします。

表5 計画の役割一覧

責任者	責任及び権限
市長	<ul style="list-style-type: none">・目標達成に向けた取組を決定します。・必要な場合は、本計画の見直しを行います。・目的及び目標を決定又は見直しを行います。
副市長・教育長	<ul style="list-style-type: none">・目標達成に向けた取組を検討します。・必要な場合には、本計画の見直しを検討します。
環境管理責任者 (市民環境部長)	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー使用量等の実績及びグリーン調達実績を市長へ報告を行います。
事務局長 (環境課長)	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー使用量等の実績及びグリーン調達実績について、各関係課長に報告を依頼します。・エネルギー使用量等の実績及びグリーン調達実績を環境管理責任者に報告します。
課長等	<ul style="list-style-type: none">・事務局長からの依頼を受け、事務局にエネルギー使用量等を報告します。
事務局 (環境課)	<ul style="list-style-type: none">・本計画に関わる庶務に関する事務を行います。
職員	<ul style="list-style-type: none">・本計画の理解及び職場内での行動の実践を行います。

2 進行管理

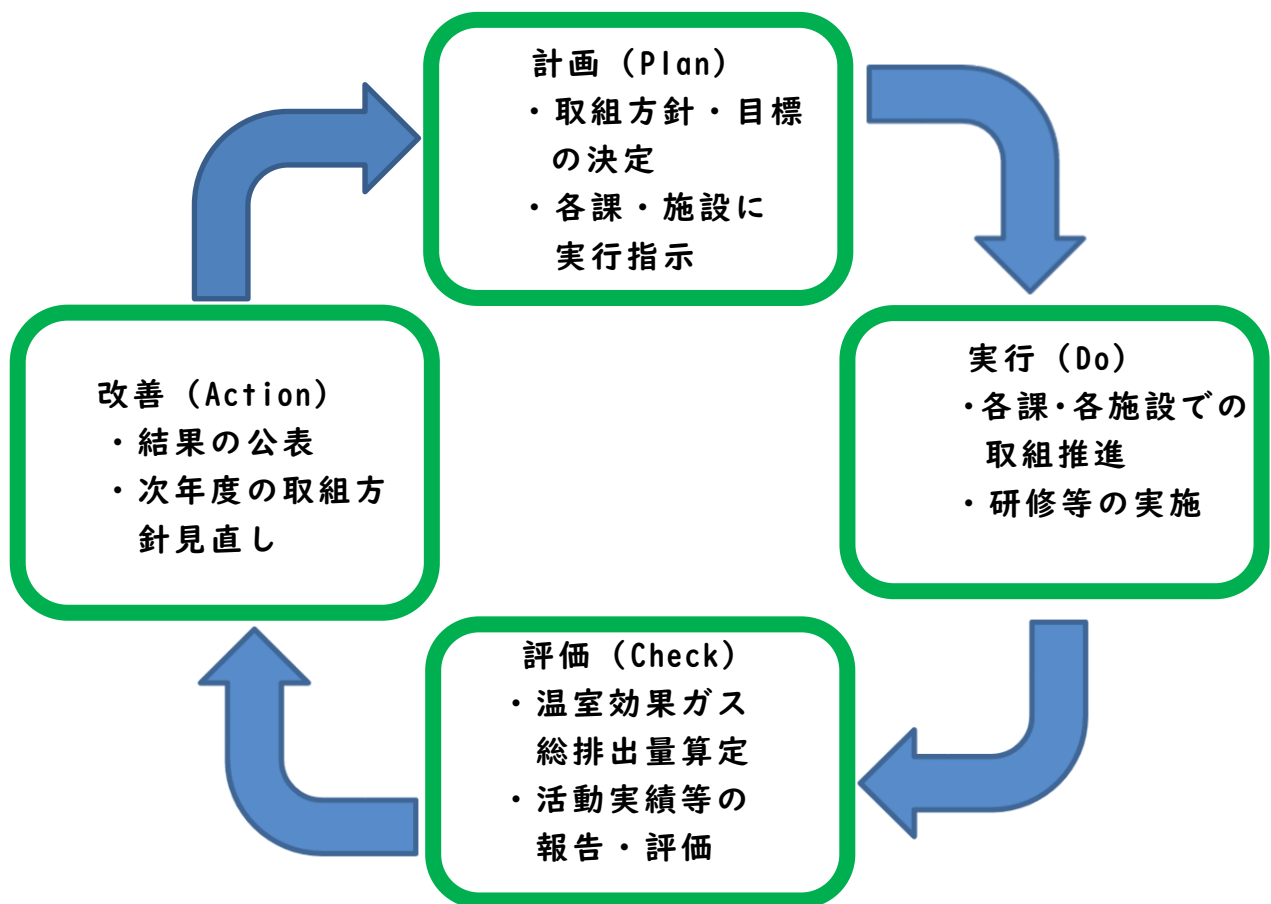
本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年 of 取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

（1）毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、事務局が対象課等に依頼し、対象課等が事務局に報告を行います。事務局はその結果を整理し、環境管理責任者に報告します。事務局は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

（2）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

事務局は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和8年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和8年度（2026年度）に本計画の改定を行います。



（3）進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、事務局がエネルギー使用量等の実績状況及びグリーン調達実績について、事務局が指定する方法により対象課等に提出を求め、点検します。

また、環境管理責任者は、毎年7月までに市長にエネルギー使用量等の実績状況及びグリーン調達実績を報告することとします。

(4) 外部機関等への報告

本計画の状況は、二酸化炭素の排出量削減への更なる向上を目的とし、本市が滝沢市環境基本条例第32条に基づき設置している環境審議会へ報告することとします。

(5) 計画の見直し及び公表

ア 計画の見直し

計画策定は、計画期間が始まる前年度に計画を策定することとし、策定にあたっては環境基本計画や計画参考年度の実績を踏まえて策定するものとします。

計画策定では、二酸化炭素の排出削減の削減率を環境目標として定めるものとします。

また、環境目標が理解しやすいように、例えば、ガソリンの使用量において何リットルの削減が必要である、といった具体例を、環境目標とともに明示することとします。

なお、運用する施設や職員に大きな変更が発生した場合には、必要に応じて、現行計画を修正することができるものとし、現行計画の修正を行う場合も、庁議に諮って決定するものとします。

① 計画策定年度において、環境基本計画や計画参考年度の各組織施設の実績報告を基に計画期間における計画と環境目標（案）を作成。



② 計画策定年度の3月までに計画と環境目標（案）を庁議に諮り、計画と環境目標を策定する。

イ 本計画の公表

地球温暖化対策推進法第21条第13項及び14項に基づき、本計画を策定又は改定した場合には、地球温暖化対策推進法施行規則第4条の規定に基づき市のホームページにより公表するものとします。

ウ 実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、毎年1回、実施状況を地球温暖化対策推進法施行規則第4条の規定に基づき市のホームページにより公表するものとします。

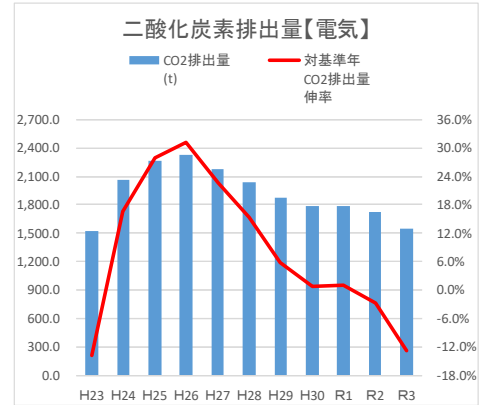
第6章 二酸化炭素排出状況及び分析

市では、前計画に基づき、温室効果ガス削減のための取組を進めてきました。

平成25年度（2013年度）から令和3年度（2021年度）までの温室効果ガス排出量の推移は次のとおりです。

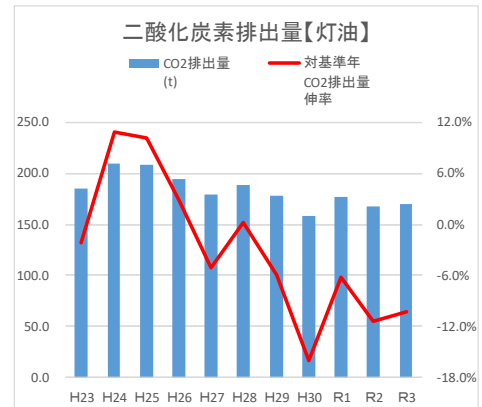
(1) 電気

年度	使用量 (kwh)	前年度比	CO2排出係数 (t-CO2/kwh)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年CO2排出量伸率
H22	3,786,156	-	0.000468	1,771.9	-	基準年度
H23	3,558,175	-6.0%	0.000429	1,526.5	-13.9%	-13.9%
H24	3,780,950	6.3%	0.000547	2,068.2	35.5%	16.7%
H25	3,776,230	-0.1%	0.000600	2,265.7	9.6%	27.9%
H26	3,930,364	4.1%	0.000591	2,322.8	2.5%	31.1%
H27	3,808,914	-3.1%	0.000571	2,174.9	-6.4%	22.7%
H28	3,673,596	-3.6%	0.000556	2,042.5	-6.1%	15.3%
H29	3,443,724	-6.3%	0.000545	1,876.8	-8.1%	5.9%
H30	3,430,800	-0.4%	0.000521	1,787.4	-4.8%	0.9%
R1	3,425,792	-0.1%	0.000522	1,788.3	0.0%	0.9%
R2	3,319,474	-3.1%	0.000519	1,722.8	-3.7%	-2.8%
R3	3,241,594	-2.3%	0.000476	1,543.0	-10.4%	-12.9%



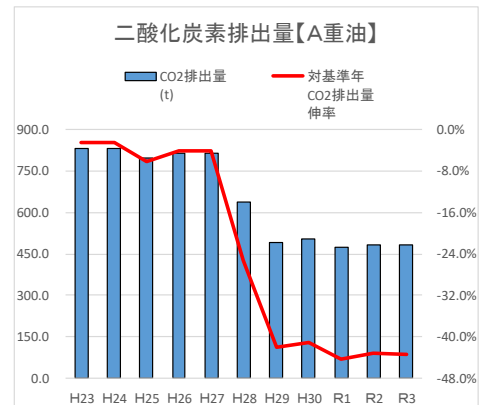
(2) 灯油

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年CO2排出量伸率
H22	75,765	-	2.49	188.7	-	基準年度
H23	74,181	-2.1%	2.49	184.7	-2.1%	-2.1%
H24	83,988	13.2%	2.49	209.1	13.2%	10.9%
H25	83,483	-0.6%	2.49	207.9	-0.6%	10.2%
H26	77,910	-6.7%	2.49	194.0	-6.7%	2.8%
H27	71,881	-7.7%	2.49	179.0	-7.7%	-5.1%
H28	75,883	5.6%	2.49	188.9	5.6%	0.2%
H29	71,314	-6.0%	2.49	177.6	-6.0%	-5.9%
H30	63,641	-10.8%	2.49	158.5	-10.8%	-16.0%
R1	71,031	11.6%	2.49	176.9	11.6%	-6.2%
R2	67,091	-5.5%	2.49	167.1	-5.5%	-11.4%
R3	68,024	1.4%	2.49	169.4	1.4%	-10.2%



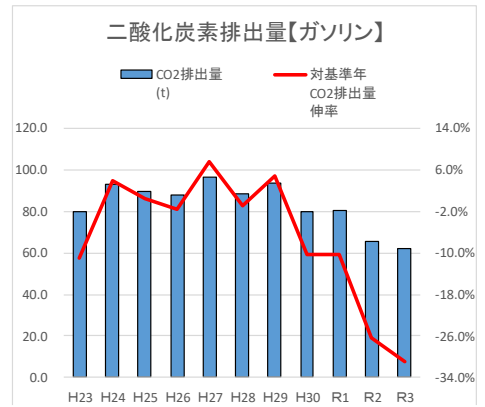
(3) A重油

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年CO2排出量伸率
H22	314,238	-	2.71	851.6	-	基準年度
H23	306,107	-2.6%	2.71	829.5	-2.6%	-2.6%
H24	306,708	0.2%	2.71	831.2	0.2%	-2.4%
H25	294,694	-3.9%	2.71	798.6	-3.9%	-6.2%
H26	301,119	2.2%	2.71	816.0	2.2%	-4.2%
H27	301,071	0.0%	2.71	815.9	0.0%	-4.2%
H28	235,074	-21.9%	2.71	637.1	-21.9%	-25.2%
H29	182,018	-22.6%	2.71	493.3	-22.6%	-42.1%
H30	185,400	1.9%	2.71	502.4	1.9%	-41.0%
R1	174,948	-5.6%	2.71	474.1	-5.6%	-44.3%
R2	178,418	2.0%	2.71	483.5	2.0%	-43.2%
R3	177,938	-0.3%	2.71	482.2	-0.3%	-43.4%



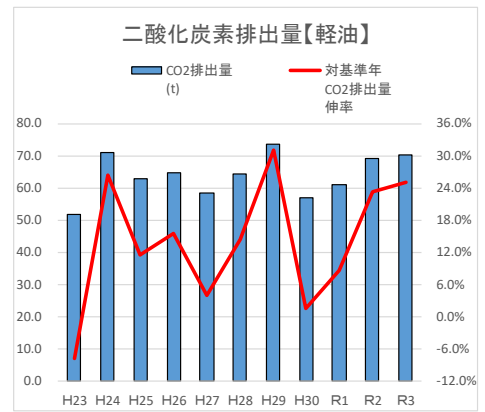
(4) ガソリン

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	38,544	-	2.32	89.4	-	基準年度
H23	34,330	-10.9%	2.32	79.6	-10.9%	-10.9%
H24	40,037	16.6%	2.32	92.9	16.6%	3.9%
H25	38,739	-3.2%	2.32	89.9	-3.2%	0.5%
H26	37,970	-2.0%	2.32	88.1	-2.0%	-1.5%
H27	41,493	9.3%	2.32	96.3	9.3%	7.7%
H28	38,189	-8.0%	2.32	88.6	-8.0%	-0.9%
H29	40,421	5.8%	2.32	93.8	5.8%	4.9%
H30	34,536	-14.6%	2.32	80.1	-14.6%	-10.4%
R1	34,544	0.0%	2.32	80.1	0.0%	-10.4%
R2	28,342	-18.0%	2.32	65.8	-18.0%	-26.5%
R3	26,655	-6.0%	2.32	61.8	-6.0%	-30.8%



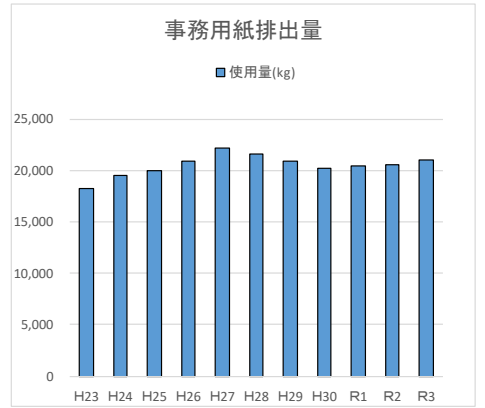
(5) 軽油

年度	使用量 (L)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/L)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	21,774	-	2.58	56.2	-	基準年度
H23	20,079	-7.8%	2.58	51.8	-7.8%	-7.8%
H24	27,517	37.0%	2.58	71.0	37.0%	26.4%
H25	24,279	-11.8%	2.58	62.6	-11.8%	11.5%
H26	25,118	3.5%	2.58	64.8	3.5%	15.4%
H27	22,624	-9.9%	2.58	58.4	-9.9%	3.9%
H28	24,900	10.1%	2.58	64.2	10.1%	14.4%
H29	28,533	14.6%	2.58	73.6	14.6%	31.0%
H30	22,091	-22.6%	2.58	57.0	-22.6%	1.5%
R1	23,643	7.0%	2.58	61.0	7.0%	8.6%
R2	26,845	13.5%	2.58	69.3	13.5%	23.3%
R3	27,196	1.3%	2.58	70.2	1.3%	24.9%



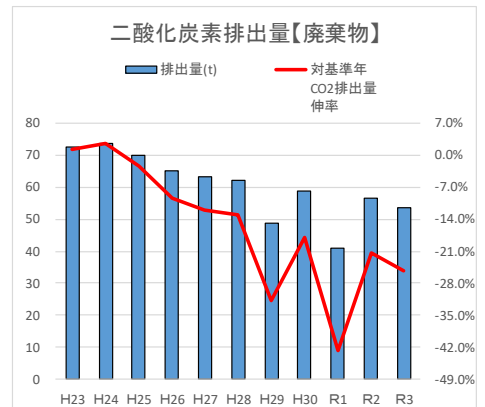
(6) 事務用紙

年度	使用量 (kg)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/t)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	19,282	-				
H23	18,246	-5.4%				
H24	19,492	6.8%				
H25	20,023	2.7%				
H26	20,868	4.2%				
H27	22,231	6.5%				
H28	21,612	-2.8%				
H29	20,918	-3.2%				
H30	20,274	-3.1%				
R1	20,475	1.0%				
R2	20,545	0.3%				
R3	21,046	2.4%				



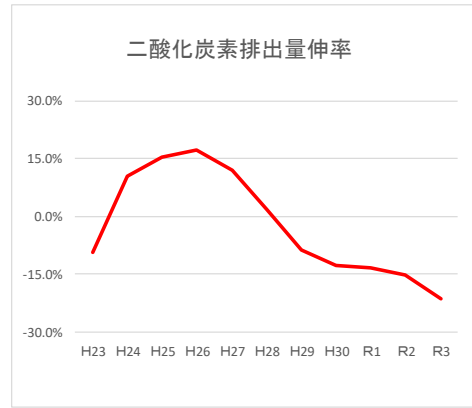
(7) 廃棄物

年度	排出量 (t)	前年度比	単位発熱量×炭素排出 係数×44/12 (kg-CO2/t)	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年 CO2排出量 伸率
H22	72	-	775	55.6	-	基準年度
H23	73	1.2%	775	56.3	1.2%	1.2%
H24	74	1.4%	775	57.0	1.4%	2.6%
H25	70	-4.9%	775	54.2	-4.9%	-2.5%
H26	65	-7.0%	775	50.4	-7.0%	-9.3%
H27	63	-2.9%	775	49.0	-2.9%	-11.9%
H28	62	-1.4%	775	48.3	-1.4%	-13.1%
H29	49	-21.5%	775	37.9	-21.5%	-31.8%
H30	59	20.2%	775	45.6	20.2%	-18.0%
R1	41	-30.1%	775	31.8	-30.1%	-42.7%
R2	56	37.3%	775	43.7	37.3%	-21.3%
R3	54	-5.1%	775	41.5	-5.1%	-25.3%



(8) 合計

年度	使用量	前年度比	単位発熱量×炭素排出係数×44/12	CO2排出量 (t)	前年度比	対基準年CO2排出量伸率
H22				3,013.4	-	基準年度
H23				2,728.5	-9.5%	-9.5%
H24				3,329.4	22.0%	10.5%
H25				3,479.0	4.5%	15.5%
H26				3,536.2	1.6%	17.4%
H27				3,373.4	-4.6%	11.9%
H28				3,069.7	-9.0%	1.9%
H29				2,753.0	-10.3%	-8.6%
H30				2,631.1	-4.4%	-12.7%
R1				2,612.2	-0.7%	-13.3%
R2				2,552.1	-2.3%	-15.3%
R3				2,368.1	-7.2%	-21.4%



まとめ

(1) 電気
電気使用量については、3,241,594kwh使用し、前年度比では、2.3%減少していますが、二酸化炭素排出量では10.4%の大幅な減少となっています。要因については、再エネ等の理由により二酸化炭素排出係数が減少したことによるものと考えられます。

(2) 灯油
灯油使用量については、68,024L使用し、使用量及び二酸化炭素排出量の前年度比で1.4%の増加となっています。要因としては、昨年度に開催された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査で増加したのと考えられます。

(3) A重油
A重油については、177,938L使用し、使用量及び二酸化炭素排出量の前年度比で0.3%減少しています。要因としては、ボイラーの温度調整等の省エネ等の理由によりA重油使用量及び二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

(4) ガソリン
ガソリンの使用量については、26,655L使用し、使用量及び二酸化炭素排出量の前年度比で6.0%減少しています。要因としては、市民からの相談件数等が減少し、公用車を使用する距離が減少したのと考えられます。

(5) 軽油
軽油の使用量については、27,196L使用し、使用量及び二酸化炭素排出量の前年度比で1.3%増加しています。要因としては、除雪箇所等の増加により軽油の使用量及び二酸化炭素排出量が増加したのと考えられます。

(6) 事務用紙
事務用紙の使用量については、21,046kg使用し、前年度と比較し、501kg増加しています。要因については、新型コロナウイルス感染症感染の影響等により、通知文等が増加したことで事務用紙使用量が増加したのと考えられます。

(7) 廃棄物
廃棄物の排出量については、53,559kg排出し、使用量及び二酸化炭素排出量が5.1%減少しました。要因については、給食センターで調理をする際に野菜の皮の発生を抑制する取組等により廃棄物の排出量が減少したのと考えられます。

(8) 総合まとめ
二酸化炭素排出量は、前年度比で5.2%減少しています。なお、第2次環境基本計画及びエコオフィス計画の目標を「電気」、「灯油」、「A重油」、「ガソリン」、及び「廃棄物」で達成しています。しかし、達成できていない「軽油」及び「事務用紙」については、印刷方法の工夫をする等の対策を今後重点的に取組んでいく必要があると考えられます。

第7章 グリーン購入の推進

グリーン購入については、市の二酸化炭素の排出量削減の削減量に直接影響しませんが、間接的には取組によって二酸化炭素の排出量削減が図られることから、本計画の中で取組の位置づけを行います。

1 グリーン購入調達方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第10条に定める地方公共団体の環境物品等の調達の推進を図るため、市における、環境物品等及びその調達の目標について定めます。

市は、本方針に基づき、事務事業に要する物品の購入等において、事前にその必要性をよく検討し、購入する場合には価格・機能等の判断要素に環境配慮の視点を加え、環境負荷ができるだけ小さくなるよう環境に配慮した物品を優先的に調達するグリーン購入に取り組みます。

2 グリーン調達目標

事務事業の執行に要する物品等の調達に際し、環境に配慮した物品を優先的に調達することにより、環境負荷低減に資するため、調達品目の基準に適合する物品の調達率について、以下のとおり目標設定します。

グリーン購入調達目標

全ての分野で、基準に適合する物品等の調達率100%

※ただし、基準に該当する品目がない場合や、基準に適合する物品を特殊事情で調達できない場合を除く。

3 グリーン調達の取組み

職員は、物品調達の前に在庫品の確認、代替品での対応、他課からの譲渡等を検討し、必要性及び必要量の精査を行います。また、物品の必要性及び必要量を精査し、物品調達後は長期的かつ適切に使用するよう努めます。

4 調達品目及び判断基準

国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、事務局が指定する品目を次ページ以降の一覧の調達品目とします。

また、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に変更があった場合には、事務局が指定する調達品目も変更することとします。

5 調達実績の報告

本計画の対象課等は、市が定める重点的な物品等の調達を行った場合、事務局から報告の依頼があった際は事務局に調達実績を報告します。

グリーン購入・特定調達品目一覧

番号	分類	品目	単位	参考となる環境ラベル
1-1	紙類	コピー用紙、印刷用紙(塗工されていない・塗工されている)	kg	エコマーク 
1-2	紙類	フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙	kg	
1-3	紙類	衛生用紙(トイレトペーパー・ティッシュペーパー)	kg	
2-1	文具類	シャープペンシル	点	
2-2	文具類	シャープペンシル替芯	点	
2-3	文具類	ボールペン	点	
2-4	文具類	マーキングペン	点	
2-5	文具類	鉛筆	点	
2-6	文具類	スタンプ台	点	
2-7	文具類	朱肉	点	
2-8	文具類	印章セット	点	
2-9	文具類	印箱	点	
2-10	文具類	公印	点	
2-11	文具類	ゴム印	点	
2-12	文具類	回転ゴム印	点	
2-13	文具類	定規	点	
2-14	文具類	トレー	点	
2-15	文具類	消しゴム	点	
2-16	文具類	ステーブラー(汎用型)	点	
2-17	文具類	ステーブラー(汎用型以外)	点	
2-18	文具類	ステーブラー針リムーバー	点	
2-19	文具類	連射式クリップ(本体)	点	
2-20	文具類	事務用修正具(テープ)	点	
2-21	文具類	事務用修正具(液状)	点	
2-22	文具類	クラフトテープ	点	
2-23	文具類	粘着テープ(布粘着)	点	
2-24	文具類	両面粘着紙テープ	点	
2-25	文具類	製本テープ	点	
2-26	文具類	ブックスタンド	点	
2-27	文具類	ペンスタンド	点	
2-28	文具類	クリップケース	点	
2-29	文具類	はさみ	点	
2-30	文具類	マグネット(玉)	点	
2-31	文具類	マグネット(バー)	点	
2-32	文具類	テープカッター	点	
2-33	文具類	パンチ(手動)	点	
2-34	文具類	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	点	
2-35	文具類	紙めくりクリーム	点	
2-36	文具類	鉛筆削(手動)	点	
2-37	文具類	OAクリーナー(ウエットタイプ)	点	
2-38	文具類	OAクリーナー(液タイプ)	点	
2-39	文具類	ダストブロワー	点	
2-40	文具類	レターケース	点	
2-41	文具類	メディアケース	点	
2-42	文具類	マウスパッド	点	
2-43	文具類	OAフィルター(枠あり)	点	
2-44	文具類	丸刀式紙裁断機	点	
2-45	文具類	カッターナイフ	点	
2-46	文具類	カッティングマット	点	
2-47	文具類	デスクマット	点	
2-48	文具類	OHPフィルム	点	

グリーン購入・特定調達品目一覧

I

番号	分類	品目	単位	参考となる環境ラベル	
2-49	文具類	絵筆	点		
2-50	文具類	絵の具	点		
2-51	文具類	墨汁	点		
2-52	文具類	のり(液状)(補充用含む)	点		
2-53	文具類	のり(澱粉のり)(補充用含む)	点		
2-54	文具類	のり(固形)(補充用含む)	点		
2-55	文具類	のり(テープ)	点		
2-56	文具類	ファイル	点		
2-57	文具類	バインダー	点		
2-58	文具類	ファイリング用品	点		
2-59	文具類	アルバム(台紙を含む。)	点		
2-60	文具類	つづりひも	点		
2-61	文具類	カードケース	点		
2-62	文具類	事務用封筒(紙製)	点		
2-63	文具類	窓付き封筒(紙製)	点		
2-64	文具類	けい紙	点		
2-65	文具類	起案用紙	点		
2-66	文具類	ノート	点		
2-67	文具類	パンチラベル	点		
2-68	文具類	タックラベル	点		
2-69	文具類	インデックス	点		
2-70	文具類	付箋紙	点		
2-71	文具類	付箋フィルム	点		
2-72	文具類	黒板拭き	点		
2-73	文具類	ホワイトボード用イレーザー	点		
2-74	文具類	額縁	点		
2-75	文具類	ごみ箱	点		
2-76	文具類	リサイクルボックス	点		
2-77	文具類	缶・ボトルつぶし機(手動)	点		
2-78	文具類	名札(机上用)	点		
2-79	文具類	名札(衣服取付型・首下げ型)	点		
2-80	文具類	鍵かけ(フックを含む)	点		
2-81	文具類	チョーク	点		
2-82	文具類	グラウンド用白線	点		
2-83	文具類	棚包用バンド	点		
2-84	文具類	テープ印字機等用カセット	点		
2-85	文具類	テープ印字機等用テープ	点		
3-1	オフィス家具等	いす	点		エコマーク
3-2	オフィス家具等	机	点		
3-3	オフィス家具等	棚	点		JOIFAグリーンマーク
3-4	オフィス家具等	収納用什器(棚以外)	点		
3-5	オフィス家具等	ローパーティション	点		
3-6	オフィス家具等	コートハンガー	点		
3-7	オフィス家具等	傘立て	点		
3-8	オフィス家具等	掲示板	点		
3-9	オフィス家具等	黒板	点		
3-10	オフィス家具等	ホワイトボード	点		

グリーン購入・特定調達品目一覧

番号	分類	品目	単位	参考となる環境ラベル
4-1	画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	台	エコマーク
4-2	画像機器等	プリンタ、プリンタ複合機	台	エネスタ 
4-3	画像機器等	ファクシミリ	台	
4-4	画像機器等	スキャナ	台	
4-5	画像機器等	プロジェクタ	台	
4-6	画像機器等	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	台	
5-1	電子計算機等	電子計算機	台	省エネラベリング 
5-2	電子計算機等	磁気ディスク装置	台	
5-3	電子計算機等	ディスプレイ	台	
5-4	電子計算機等	記録用メディア	枚	
6-1	オフィス機器等	シュレッダー	個	JIS 
6-2	オフィス機器等	デジタル印刷機	台	
6-3	オフィス機器等	掛時計	個	
6-4	オフィス機器等	電子式卓上計算機	個	
6-5	オフィス機器等	一次電池又は小形充電式電池	個	
7-1	移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン	台	モバイル・リサイクル・ネットワーク 
8-1	家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	台	省エネラベリング  
8-2	家電製品	テレビジョン受信機	台	
8-3	家電製品	電気便座	台	
8-4	家電製品	電子レンジ	台	
9-1	エアコンディショナー等	エアコンディショナー	台	省エネラベリング制度  
9-2	エアコンディショナー等	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台	
9-3	エアコンディショナー等	ストーブ	台	
10-1	温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	台	JIS 
10-2	温水器等	ガス温水機器	台	
10-3	温水器等	石油温水機器	台	
10-4	温水器等	ガス調理機器	台	
11-1	照明	LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯	台	エコマーク 
11-2	照明	蛍光灯（入径の区分40形直管蛍光灯）、電球形状の蛍光灯	本	
12-1	自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	台	自動車燃費性能評価・公表制度  低排出ガス車認定制度 
12-2	自動車等	乗用車用タイヤ	本	低燃費タイヤ統一マーク 
12-3	自動車等	2サイクルエンジン油	ℓ	エコマーク 

グリーン購入・特定調達品目一覧

番号	分類	品目	単位	参考となる環境ラベル
13-1	消火器	消火器	本	
14-1	制服・作業服等	制服、作業服、帽子	着	エコマーク  エコ・ユニフォームマー  PETボトルリサイクル推 奨マー 
15-1	インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド	枚	エコマーク 
15-2	インテリア・寝装寝具	タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん ニードルパンチカーペット	m ²	PETボトルリサイクル推 奨マー 
15-3	インテリア・寝装寝具	毛布、ふとん	枚	フレームマーク 
15-4	インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム、マットレス	点	衛生マットレス 
16-1	作業手袋	作業手袋	双	エコマーク 
17-1	その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート	点	エコマーク  PETボトルリサイクル推 奨マー 
17-2	その他繊維製品	防球ネット	点	
17-3	その他繊維製品	旗、のぼり、幕	点	
17-4	その他繊維製品	モップ	点	
19-1	災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	本	エコマーク  PETボトルリサイクル推 奨マー 
19-2	災害備蓄用品	アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等 栄養調整食品、フリーズドライ食品	個	
19-3	災害備蓄用品	非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源、 備蓄用(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池)	個	

ここで止めないと地球がこわれます

If you don't stop here, the earth will break

